

当社が、保険契約者に対し追加保険料を請求したにもかかわらず相当の期間内にその払込みがなかった場合に限ります。ただし、この普通保険約款に付帯される特約または従書等により、保険料の払込みについて別の定めがあるときは、その取り決めに従います。

第21条(重大事由がある場合の当社による保険契約の解除)

(1)当社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

- ① 保険契約者または被保険者が、当社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
② 被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
③ ①および②に掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が①および②の事由がある場合と同程度に当社のこれらの方に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

(2)(1)の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、第22条(保険契約の解約・解除の効力)の規定にかかわらず、(1)①から③までの事由が生じた時以後に発生した事故による損害に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

第22条(保険契約の解約・解除の効力)

保険契約の解約および解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第23条(保険料の返還または請求・告知義務・通知義務等の場合)

当社は、次のいずれかに該当する場合において、保険料を変更する必要があるときは、保険料の返還または追加保険料の請求について、次のとおりとします。

Table with 2 columns: 区分 and 保険料の返還、追加保険料の請求. Rows include ① 第9条(告知義務)(1)により告知された内容が事実と異なる場合, ② 第10条(通知義務)(1)の事実が発生した場合, ③ ①および②のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって契約条件変更を当社に通知し、承認の請求を行い、当社がこれを承認する場合.

第24条(保険料の返還-無効または失効の場合)

保険契約の無効または失効の場合には、保険料の返還について、次のとおりとします。

Table with 2 columns: 区分 and 保険料の返還. Rows include ① 保険契約が無効となる場合, ② 保険契約が失効となる場合.

第25条(保険料の返還-取消の場合)

第17条(保険契約の取消)の規定により、当社が保険契約を取り消した場合は、当社は、既に払い込まれた保険料を返還しません。

第26条(保険料の返還-解約または解除の場合)

保険契約の解除または解約の場合には、保険料の返還について、次のとおりとします。

Table with 2 columns: 区分 and 保険料の返還. Rows include ① 第9条(告知義務)(2)、第10条(通知義務)(2)、第20条(当社による保険契約の解除)、第21条(重大事由がある場合の当社による保険契約の解除)(1)またはこの普通保険約款に付帯される特約の規定により、当社が保険契約を解除した場合, ② 第19条(保険契約者による保険契約の解約)の規定により、保険契約者が保険契約を解約した場合.

第27条(追加保険料領収前の事故)

(1)第23条(保険料の返還または請求-告知義務・通知義務等の場合)①または②の規定により追加保険料を請求する場合において、第20条(当社による保険契約の解除)②の規定により、この保険契約を解除できるときは、当社は、訂正の申出または通知事項等の変更の承認によって保険契約内容を変更すべき時(以下「変更すべき時」といいます。)から追加保険料領収までの間に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

(2)第23条(保険料の返還または請求-告知義務・通知義務等の場合)③の規定により追加保険料を請求する場合において、当社の請求に対して、保険契約者がその払込みを怠ったときは、当社は、発生すべき時から追加保険料領収までの間に生じた事故による損害に対しては、契約条件変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。

(3)この普通保険約款に付帯される特約または従書等により、保険料の払込みについて別の定めがあるときは、(1)および(2)の規定を適用しません。

第28条(事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い)

(1)保険契約者または被保険者は、事故が発生したことを知った場合は、次表「事故発生時の義務」を履行しなければなりません。これらの規定に違反した場合は、次表「義務違反の場合の取扱い」のとおりとします。

Table with 2 columns: 事故発生時の義務 and 義務違反の場合の取扱い. Rows include ① 損害の発生および拡大の防止に努めること, ② 貨物について損害が生じたことを知った場合は、これを遅滞なく当社に通知すること, ③ 他人(注1)に損害賠償の請求をすることができる場合には、その権利の保全および行使に必要な手続をすること, ④ 他の保険契約等の有無および内容(注2)について遅滞なく当社に通知すること, ⑤ ①から④までのほか、当社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当社が行う損害の調査に協力すること.

(2)保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1)②の事項について事実と異なることを告げた場合または(1)⑤の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合には、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(注1) 他人

他人のためにする保険契約の場合の保険契約者およびその使用人を含みます。

(注2) 他の保険契約等の有無および内容

既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

第29条(他の保険契約等がある場合の支払保険金)

(1)他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額(注1)の合計額が損害の額(注2)以下ときは、当社は、この保険契約の支払責任額(注1)を支払保険金の額とします。

(2)他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額(注1)の合計額が、損害の額(注2)を超えるときは、当社は、次に定める額を支払保険金の額とします。

Table with 2 columns: 区分 and 支払保険金の額. Rows include ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合, ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合.

(注1) 支払責任額

それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

(注2) 損害の額

それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合は、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第30条(保険金の請求)

(1)被保険者が保険金の支払を受けようとする場合、当社に対して保険金の支払を請求しなければなりません。

(2)当社に対する保険金の請求権は、第1条(保険金を支払う場合-貨物に生じた損害)または第2条(保険金を支払う場合-費用の損害)に定める損害が発生した時から、それぞれ発生し、これを利用することができるものとします。

(3)被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次表の書類または証拠のうち当社が求めるものを当社に提出しなければなりません。

Table with 2 columns: 区分 and 保険金請求に必要な書類または証拠. Rows include ① 保険金請求書, ② 事故内容を示す書類, ③ 輸送貨物の明細を示す書類, ④ 輸送の事実および内容を示す書類, ⑤ 損害の事実とその明細を示す書類, ⑥ その他当社が第31条(保険金の支払)(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定められたもの.

(4)当社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、(3)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力をする場合があります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

(5)保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(4)の規定に違反した場合または(3)もしくは(4)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(6)保険金の請求権は、(2)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第31条(保険金の支払)

(1)当社は、請求完了日(注1)からその日を含めて30日以内に、当社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。

- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定められた事由に該当する事実の有無
③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額および事故と損害との関係
④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定められた解除、無効、失効または取消の事由に該当する事実の有無
⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

(2)(1)の確認をするため、次表「事由」に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当社は、請求完了日(注1)からその日を含めて次表「期間」に掲げる日数(注2)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

Table with 2 columns: 事由 and 期間. Rows include ① (1)①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会(注3), ② (1)①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会, ③ 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域における(1)①から⑤までの事項の確認のための調査, ④ (1)①から⑤までの事項の確認を日本国内において行わない場合の日本国外における調査, ⑤ 損害を受けた貨物、損害発生事由もしくは損害形態が特殊である場合または多数の貨物が損害を受けた場合において、(1)①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会.

(3)(2)①から⑤までに掲げる特別な照会または調査を開始した後、(2)①から⑤までに掲げる期間中に保険金を支払う見込みがないことが明らかになった場合には、当社は、(2)①から⑤までに掲げる期間内に被保険者との協議による合意に基づきその期間を延長することができます。

(4)(1)から(3)までに掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(注4)には、それによって確認が遅延した期間については、(1)から(3)までの期間に算入しないものとします。

(5)(1)から(4)までの規定による保険金の支払は、保険契約者または被保険者と当社があらかじめ合意した場合を除くは、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

(注1) 請求完了日

被保険者が第30条(保険金の請求)(3)の規定による手続を完了した日を含みます。

(注2) 次表「期間」に掲げる日数

複数の「事由」に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(注3) 警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会

弁論法(昭和24年法律第205号)に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

(注4) これに応じなかった場合

必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第32条(全損)

(1)貨物の全部が保険金を支払うべき事故によって次のいずれかの状態になったときは、貨物に全損があったものとします。

- ① 貨物が滅失したかまたはこれに類する大損害を受けたとき。
② 被保険者が貨物を喪失して回収の見込みがないとき。
③ 貨物を保険証券記載の仕向地へ輸送する方法がなくなったとき。
④ 第2条(保険金を支払う場合-費用の損害)に定めるそれぞれの費用の見積額の合計額が、貨物が仕向地に到着したならば有するであろう価値を超えるとき。

(2)貨物を積載している船舶または航空機の行方が最後の消息のあった日から起算して30日間不明である場合は、保険金を支払うべき事故によって貨物に全損があったものとします。ただし、その行方不明が保険金を支払うべき事故以外の事故によるものと推定される場合を除きます。

(3)貨物が複数の鉄道車両、自動車、船舶、もしくはまたは航空機に分離されている期間中は、その貨物は1両、1台、1隻または1機ごとに各別に保険に付けられたものとみなして、(1)および(2)の規定を適用します。

(4)この保険契約においては、被保険者は貨物を当社に委付することができます。

第33条(残存物)

(1)当社が保険金を支払った場合でも、貨物の残存物について被保険者が有する所有権その他の物権は、当社がこれを取得する旨の意思表示をしない限り、被保険者に属するものとします。

(2)貨物の一部について損害が生じ、当社がその部分に対する保険金額の割当額の全部を支払った場合は、その部分について(1)の規定を準用します。

破損・まがり損・へこみ損担保特別約款

当社は、貨物に生じた破損、まがり損およびへこみ損に対して、普通保険約款に従って保険金を支払います。

盗難・不着担保特別約款

当社は、貨物に生じた盗難または各荷造りごとの不着（紛失による場合に限ります。）の損害に対して、普通保険約款に従って保険金を支払います。

盗難・不着・不足担保特別約款

当社は、貨物に生じた盗難、各荷造りごとの不着（紛失による場合に限ります。）または荷造りもしくは容器の破損に関連して生じた漏出・不足の損害に対して、普通保険約款に従って保険金を支払います。

不着担保特別約款

当社は、貨物に生じた各荷造りごとの盗難・不着（紛失による場合に限ります。）の損害に対して、普通保険約款に従って保険金を支払います。

盗難・不着担保特別約款

(1)当社は、普通保険約款第1条（保険金を支払う場合－貨物に生じた損害）①（「オール・リスク担保」条件）の規定にかかわらず、貨物に生じた盗難または各荷造りごとの不着（紛失による損害に限ります。）の損害に対しては保険金を支払いません。
(2)(1)の盗難には、詐欺または横領を含みます。

海水・雨危険担保特別約款

当社は、海水、河川・湖沼の水、雨・雪・ひょうまたはその他の水によって貨物に生じた損害に対して、普通保険約款に従って保険金を支払います。

海水危険担保特別約款

当社は、海水または河川・湖沼の水によって貨物に生じた損害に対して、普通保険約款に従って保険金を支払います。

雨危険担保特別約款

当社は、雨・雪・ひょうまたはその他の水（海水または河川・湖沼の水を除きます。）によって貨物に生じた損害に対して、普通保険約款に従って保険金を支払います。

汚損担保特別約款

当社は、貨物に生じた汚損（海水、河川・湖沼の水、雨・雪・ひょうまたはその他の水による汚損を除きます。）に対して、普通保険約款に従って保険金を支払います。

擦損・かき損担保特別約款

当社は、貨物に生じた擦損・かき損に対して、普通保険約款に従って保険金を支払います。

汚染担保特別約款（液状貨物用）

(1)当社は、貨物に生じた汚染（貨物に水、その他の異物が混入した状態をいいます。）の損害に対して、普通保険約款に従って保険金を支払います。
(2)(1)の汚染の損害には、普通保険約款第5条（保険金を支払わない場合－その3）(1)②に掲げる事由によるものを含みません。

虫食い損・ねずみ食い損担保特別約款

当社は、貨物に生じた虫食い損またはねずみ食い損に対して、普通保険約款に従って保険金を支払います。

パイプ・ライン特別約款

第1条（保険責任の始期および終期）

(1)当社の保険責任は普通保険約款第7条（保険責任の始期および終期）の規定にかかわらず、輸送開始のため貨物が保険証券記載の積込港（または発送地）の陸上タンク（陸上タンクに接続するパイプ・ラインを含みます。）以下同様とします。）から搬出された時に、その部分ごとに開始します。なお、貨物の積込みのために使用されたパイプ・ライン内（陸上タンクに接続されたものは除きます。以下同様とします。）に貨物の一部が既に存在していた場合には、その部分にかかわる当社の保険責任は同時に始まります。

(2)当社の保険責任は、普通保険約款第7条（保険責任の始期および終期）の規定にかかわらず、保険証券記載の荷卸港（または仕向地）の陸上タンクに搬入された時に、その部分ごとに終了します。なお、陸上タンクに搬入されずに荷卸しのために使用されたパイプ・ライン内（陸上タンクに接続されたものは除きます。）に残留する部分があるときには、その部分にかかわる当社の保険責任は本項の規定にかかわらず、そのパイプ・ラインによる荷卸作業終了の時に終わります。

第2条（保険金を支払う場合）

当社は、貨物の積込み、荷卸しまたは積替えのために使用されたパイプ・ライン（陸上タンクに付属するパイプ・ラインを除きます。）からの漏出（そのパイプ・ラインから他のパイプ・ラインへの流出を含みます。）によって貨物に生じた損害に対して、普通保険約款および第1条（保険責任の始期および終期）に従って保険金を支払います。

投荷・波ざらい担保特別約款

当社は、投荷または波ざらいによって、貨物に生じた損害に対して、普通保険約款に従って保険金を支払います。

残存物取片付け費用担保特別約款

(1)当社は、火災、落雷、破裂または爆発、台風・せん風・暴風・暴風雨等の風災、水災（こう水、土砂崩れ、高潮を含みます。）、ひょう災、豪雪・なだれ等の雪害（融雪こう水を含みます。）、航空機等の落下物または輸送用具の衝突・転覆・脱線・墜落・不時着・沈没・座礁・座州による損害により保険金が支払われるべき場合において、これらの事故によって損害を受けた貨物の残存物の取片付けに必要な費用（当社の承認を得て支出された取り壊し費用、取片付け清掃費用、搬出費用および廃棄費用をいいます。ただし、土壌（公道を除きます。）、大気、水路、海、川、湖沼からの除去、洗浄、清掃、搬出費用および

び保険の対象が液体、気体、流体である場合の除去、洗浄、清掃、搬出費用・廃棄費用を除きます。以下「残存物取片付け費用」といいます。）に対して、残存物取片付け費用保険金を支払います。

(2)残存物取片付け費用保険金は、1事故につき普通保険約款第1条（保険金を支払う場合－貨物に生じた損害）により支払われるべき保険金の10%に相当する額もしくは500万円のいずれか低い額を限度とします。

(3)残存物取片付け費用保険金と、普通保険約款第1条（保険金を支払う場合－貨物に生じた損害）により支払われる保険金との合計額が保険金額を超える場合でも、当社は(2)の金額を限度にこれを支払います。ただし、いかなる場合においても保険証券記載の期間中通常支払限度額を超えないこととします。

臨時費用担保特別約款

(1)当社は、火災、落雷、破裂または爆発、台風・せん風・暴風・暴風雨等の風災、水災（こう水、土砂崩れ、高潮を含みます。）、ひょう災、豪雪・なだれ等の雪害（融雪こう水を含みます。）、航空機等の落下物または輸送用具の衝突・転覆・脱線・墜落・不時着・沈没・座礁・座州による損害により保険金が支払われるべき場合において、これらの事故によって貨物が損害を受けたため臨時に生ずる費用（以下「臨時費用」といいます。）として臨時費用保険金を支払います。

(2)臨時費用保険金は、1事故につき普通保険約款第1条（保険金を支払う場合－貨物に生じた損害）により支払われるべき保険金の10%に相当する額もしくは500万円のいずれか低い額を支払います。

(3)臨時費用保険金と、普通保険約款第1条（保険金を支払う場合－貨物に生じた損害）により支払われる損害保険金との合計額が保険金額を超える場合でも、当社は(2)の金額を限度にこれを支払います。ただし、いかなる場合においても保険証券記載の期間中通常支払限度額を超えないこととします。

引き揚げ費用および除去費用担保特別約款

第1条（保険金を支払う場合）

(1)当社は、普通保険約款および保険証券記載の各特約（ただし、この特約を除きます。以下同様とします。）により保険金として支払われる費用の損害のほかに、すべての偶然な事故（普通保険約款第3条（保険金を支払わない場合－その1）、第4条（保険金を支払わない場合－その2）および第5条（保険金を支払わない場合－その3））に掲げる事由を除きます。）により貨物の全部もしくは一部が海中に転落したまたは海上輸送用具と共に沈没したことによって生じた次の費用の損害に対して、貨物・物損害が生じたか否かを問わず、保険金を支払います。

①貨物を引き揚げ、安全に保管できるもよりの場所まで運搬するのに要する合理的かつ有益な費用および救助者に対する報酬
②被保険者がその貨物の残骸物につき除去を行うべき法律上の責任を負った場合に、その除去に要した費用（除去作業の実行に直接要した費用のみをいいます。）

(2)保険契約者または被保険者が、(1)に規定する貨物の引き揚げ作業または除去作業に着手しうとする場合には、事前に当社の承認を得るものとします。

第2条（支払限度額）

(1)第1条（保険金を支払う場合）(1)①の費用の損害について当社が保険金として支払う額は、普通保険約款および保険証券記載の各特約により保険金として支払われる額（普通保険約款第2条（保険金を支払う場合－費用の損害）①で規定された損害防止費用を除きます。以下同様とします。）と合算し、その貨物の保険金額をもって限度とします。

(2)第1条（保険金を支払う場合）(1)②の費用の損害について当社が保険金として支払う額は、普通保険約款および保険証券記載の各特約により保険金として支払われる額および第1条（保険金を支払う場合）(1)①の費用の損害と合算し、その貨物の保険金額の150%をもって限度とします。

保管期間担保特別約款

第1条（保管期間）

(1)当社は、保険証券記載の保管（梱包作業を含みます。以下同様とします。）場所において、輸送の開始前、終了後、または輸送途中における保管期間中に貨物に生じた損害に対して普通保険約款および保険証券記載の各特約に従って、保険金を支払います。（保管が輸送途中において行われる場合はその保管の前後の輸送は各々独立したものと見なします。）ただし、普通保険約款第7条（保険責任の始期および終期）(1)本文の期間を除きます。

(2)ただし、保管中の貨物にかかわる担保期間はその貨物が各保管場所に搬入された日の翌日の午前0時から起算して、保険証券記載の日数をもって限度とします。

第2条（保険金を支払わない場合）

(1)当社は、オール・リスク担保条件契約または盗難・不着による損害を補償の対象とする契約であっても、第1条（保管期間）に規定する保管期間内に生じた次のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。

① 棚卸しの際に見えられた数量の不足による損害
② 紛失その他原因不明の数量の不足による損害
③ 貨物の保管場所の所有者・貸人・借人の経済的破綻によって生じた損害（ただし、経済的破綻が生じていなかたとしても生じたであろう損害を除きます。）
④ 野積み中の貨物（建築物の外や建築物の軒先や軒下に積んだ貨物、屋根と壁や扉に囲われていない建築物や基礎のない仮設テナント倉庫での保管中は、野積みとみなします。ただし「輸送中」の仮置きは野積みとはみなしません。また、トラックターミナルや物流センター等の建築物、金属製もしくはFRP製の密閉式コンテナでの保管中は野積みとはみなしません。）については普通保険約款第1条（保険金を支払う場合－貨物に生じた損害）②（「特定危険担保」条件）により補償の対象となる損害を除き保険金を支払いません。

加工期間担保特別約款

第1条（定義）

この保険契約においては次の定義規定を適用します。

① 「加工中」とは、貨物が「加工工場構内」にある間をいいます。（加工工場構内における構内輸送中、保管中を含みます。）ただし、普通保険約款第7条（保険責任の始期および終期）(1)本文の期間を除きます。

② 「加工工場構内」とは、開いの有無を問わず、工業上の作業を行う建物または屋外設備・装置が所在する場所およびこれに連続した土地で同一人によって占有されているものをいいます。公道、公道、河川等が介在していても構内は中断されないものとします。

③ 「加工作業工程」とは、保険証券記載の加工工場において、最初の加工作業を行う建物・場所に搬入された後（ただし、保険の対象が搬入後引き続き荷卸しされ、途中一連の荷卸し作業と見なされない保管がない場合には荷卸し終了後）、貨物が加工作業を終え、最後の加工作業を行う建物・場所から搬出されるまでの各工程をいいます。

④ 「加工作業」とは保険の対象に何らかの作業を施してその精度または価値を高め、もしくはその形状、色、用途あるいは性質等を変えることをい、これらに付随して行われる準備、整理、仕上げ作業等を含みます。

第2条（保険金を支払う場合）

(1)当社は、日本国内における貨物の「加工中」に生じた偶然な事故による損害に対して、普通保険約款および保険証券記載の各特約に従って保険金を支払います。

(2)ただし、加工中の貨物にかかわる担保期間はその貨物が各加工工場所に搬入された日の翌日の午前0時から起算して、保険証券記載の日数をもって限度とします。

第3条（保険金を支払わない場合）

(1)当社は、オール・リスク担保条件契約または盗難・不着による損害を補償の対象とする契約であっても、「加工中」に生じた次のいずれかに該当する損害に対しては保険金を支払いません。

① 棚卸しの際に見えられた数量の不足による損害
② 紛失その他原因不明の数量の不足による損害
③ 貨物の加工工場の所有者・貸人・借人の経済的破綻によって生じた損害（ただし、経済的破綻が生じていなかたとしても生じたであろう損害を除きます。）

(2)当社は保険証券記載の加工工場において、「加工作業工程」にある貨物につき、次のいずれかに該当する損害に対しては保険金を支払いません。ただし、②から⑥までのいずれかに該当する事由により火災または爆発が生じた場合において、その火災または爆発により生じた損害については、本項を適用しません。

① 通常の加工工程で発生する不良品損害
② 各種機械または設備の破損、故障、停止または変調による損害
③ 加工工程の欠陥、加工作業をほどこす保険の対象の設計上または取壊（かし）に起因する損害
④ 各種機械または設備の誤った作業設定および誤った操作による損害（ただし、オール・リスク担保条件あるいは破損・まがり損・へこみ損害を補償の対象とする契約については、加工作業中、構内移動中

における保険の対象の落下、他物との衝突・接触による破損・まがり損・へこみ損害については補償します。)

- 各種機械または設備を用いない作業員による誤った加工作业により生じた損害（ただし、オール・リスク担保条件あるいは破損・まがり損・へこみ損害を補償の対象とする契約については、加工作业中、構内移動中における保険の対象の落下、他物との衝突・接触による破損・まがり損・へこみ損害については補償します。)
- 電力の停止または異常な供給による損害
- 野積み中の貨物（建築物の外や建築物の軒先や軒下に積んだ貨物、屋根と壁や扉に囲われていない建築物や基礎のない仮設テント倉庫での保管中は、野積みとみなします。ただし「輸送中」の仮置きは野積みとはみなしません。また、トラックターミナルや物流センター等の建築物、金属製もしくはFRP製の密閉式コンテナでの保管中は野積みとはみなしません。）については普通保険約款第1条（保険金を支払う場合—貨物に生じた損害）②（「特定危険担保」条件）により補償の対象となる損害を除き、保険金を支払いません。

第4条（保険価額および保険金額）

(1)「加工中」および「加工作业工程」における保険価額はそれぞれ協定するものとします。ただし、「加工作业工程」にある貨物につき協定がなかった場合の保険価額は、その「加工作业工程」の直前の段階の価額にその貨物の損害発生時までにその加工作业のために要したその貨物に対する加工費その他の諸費用を加算した額とします。ただし、その「加工作业工程」の直後の段階の保険価額をもって限度とします。

(2) 保険金額は、保険価額と同額とします。

輸出入航空貨物に係る特別約款

第1条（輸出入航空貨物にかかわる保険責任の始期および終期）

この保険に定める他のいかなる規定にかかわらず、保険の対象が輸出入航空貨物である場合には、当社の保険責任の始期と終期につき以下の通りとします。

始期：普通保険約款第7条（保険責任の始期および終期）の通り。
終期：保険の対象が保険証券に記載された到着地において輸出入航空機に積み込まれた時。ただし被保険者が所有権および危険負担を有する期間に限りします。

第2条（輸入航空貨物にかかわる保険責任の始期および終期）

この保険に定める他のいかなる規定にかかわらず、保険の対象が輸入航空貨物である場合には、当社の保険責任の始期と終期につき以下の通りとします。

始期：保険の対象が保険証券に記載された輸入航空機の到着地において荷卸し作業が開始された時。ただし被保険者が所有権および危険負担を有する期間に限りします。
終期：普通保険約款第7条（保険責任の始期および終期）の通り。

第3条（保険金を支払わない場合）

当社は野積み中の貨物（建築物の外や建築物の軒先や軒下に積んだ貨物、屋根と壁や扉に囲われていない建築物や基礎のない仮設テント倉庫での保管中は、野積みとみなします。ただし「輸送中」の仮置きは野積みとはみなしません。また、トラックターミナルや物流センター等の建築物、金属製もしくはFRP製の密閉式コンテナでの保管中は野積みとはみなしません。）については普通保険約款第1条（保険金を支払う場合—貨物に生じた損害）②（「特定危険担保」条件）により補償の対象となる損害を除き、保険金を支払いません。

展示期間担保特別約款

第1条（定義）

この保険契約においては次の定義規定を適用します。

- 「展示会場」とは、展示会場と同一構内に所在する保管場所を含みます。
- 「展示中」とは、展示会場に搬入された時またはその展示会場において輸送用具からの荷卸しが完了した時のいずれか遅い時から、輸送開始のために展示会場から搬出された時またはその展示会場において貨物が輸送用具へ直ちに積込を目的として最初移動された時のいずれか早い時までをいい、展示会場での開梱・保管・梱包中を含みます。
- 「万引き」とは、展示会場において展示中保険の対象をひそかに窃取することをいいます。（ICチップ・防犯タグ等を利用した検知装置の設置の有無は問いません。ただしその者が暴行または脅迫をした場合は万引きとはみなしません。)

第2条（保険金を支払う場合）

当社は、保険証券記載の展示会場における展示中に貨物に生じた損害に対して、普通保険約款および保険証券記載の各特約に従って保険金を支払います。

第3条（保険金を支払わない場合）

当社は、オール・リスク担保条件契約または盗難・不着による損害を補償の対象とする契約であっても、以下のいずれかに該当する損害に対しては保険金を支払いません。

- 万引きによる損害
- 紛失その他原因不明の数量の不足による損害
- 野積み中（建築物の外や建築物の軒先や軒下に積んだ貨物、屋根と壁や扉に囲われていない建築物や基礎のない仮設テント倉庫での保管中は、野積みとみなします。ただし「輸送中」の仮置きは野積みとはみなしません。また、トラックターミナルや物流センター等の建築物、金属製もしくはFRP製の密閉式コンテナでの保管中は野積みとはみなしません。)
- 貨物の展示会場の所有者・貸入・借入の経済的破綻によって生じた損害（ただし、経済的破綻が生じていなかったとしても生じたであろう損害を除きます。）

第4条（担保期間）

展示中の貨物にかかわる担保期間は、その貨物が各展示会場に搬入された日の翌日の午前0時から起算して、保険証券記載の日数をもって限度とします。

郵便物特別約款

第1条（保険責任の始期および終期）

(1) 当社の保険責任は、普通保険約款第7条（保険責任の始期および終期）の規定にかかわらず、保険証券記載の発送地において、輸送の目的をもって貨物の移動が開始された時から始まり、通常かつ合理的な輸送過程を経て、保険証券記載の仕向地において貨物が受取人に配達または交付された時に終ります。
(2) (1)の規定は、貨物1個ごとにこれを適用します。

第2条（転送または還付）

貨物が保険証券記載の仕向地以外の地にある受取人に転送されるかまたは差出人に還付される場合には、貨物が転送先の受取人に配達もしくは交付される時までまたは差出人に還付される時までその保険責任は継続します。

解体期間・据付期間担保特別約款

第1条（保険金を支払う場合および保険金を支払わない場合）

(1) 当社は、輸送の開始前、終了後または途中における貨物の解体中（解体作業が開始してから輸送開始するまでの期間。作業時間外を含みます。）または据付中（輸送終了後、据付作業が完了するまでの期間。作業時間外を含みます。）に生じた損害に対して、普通保険約款および保険証券記載の各特約に従って保険金を支払います。

- ただし、次のいずれかに該当する損害に対しては、当社は保険金を支払いません。
- 紛失その他原因不明の数量の不足による損害
 - 解体中、据付中の貨物の解体据付場所の所有者・貸入・借入の経済的破綻によって生じた損害（ただし、経済的破綻が生じていなかったとしても生じたであろう損害を除きます。)
 - 解体作業、据付作業、試運転作業上の拙劣および瑕疵（か）による損害
 - 電気的事故および機械的事故による損害
 - 電力の停止または異常な供給による損害
 - 偶然外来の危険によらない保険の対象の破損、故障、停止または変調による損害
 - 保険の対象の設計上または瑕疵（か）による損害
 - 野積み中の貨物（建築物の外や建築物の軒先や軒下に積んだ貨物、屋根と壁や扉に囲われていない建築物や基礎のない仮設テント倉庫での保管中は、野積みとみなします。ただし「輸送中」の仮置きは野積みとはみなしません。また、トラックターミナルや物流センター等の建築物、金属製もしくはFRP製の密閉式コンテナでの保管中は野積みとはみなしません。)

については普通保険約款第1条（保険金を支払う場合—貨物に生じた損害）②（「特定危険担保」条件）により補償の対象となる損害に対する保険の損害

(2) (1)③から⑦までのいずれかに該当する事由により火災または爆発が生じた場合において、その火災または爆発により生じた損害については(1)を適用しません。

第2条（担保期間）

解体または据付にかかわる担保期間は、据付または解体が開始された日の翌日の午前0時から起算してそれぞれの保険証券記載の日数をもって限度とします。

冷蔵貨物特別約款

(1) 当社は、温度の変化により貨物に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

(2) (1)の規定にかかわらず、次のいずれかの事由によって生じた温度の変化による損害に対しては保険金を支払います。

- 冷凍・冷蔵・保温・保冷のために使用されている機械・装置の破損・故障（保険証券に時間の記載がある場合には、その時間以上継続した場合に限ります。)
- 貨物を冷凍・冷蔵・保温・保冷する収容設備またはコンテナ（①の機械・装置を除きます。)
- 火災、爆発または輸送用具の衝突・転覆・脱線・墜落・不時着・沈没・座礁・座州

自力走行の自動車特別約款

当社は、貨物である自動車の自力走行中に生じた損害に対しても、普通保険約款および保険証券記載の各特約に従って保険金を支払います。この自力走行中は、普通保険約款第1条（保険金を支払う場合—貨物に生じた損害）②および第4条（保険金を支払わない場合—その2）(1)③に記載された「輸送用具」を上記自動車に読み替えます。

貨紙幣類・有価証券・新株券の定義条項

第1条（貨紙幣類の定義）

貨紙幣類とは、次のいずれかに該当するものをいいます。

- 貨紙幣（外国通貨を含みます。)
- 小切手（銀行であることと否を問いません。)、トラベラーズチェック
- 郵便切手、収入印紙、収入証紙、国民年金印紙、特許印紙、自動車重量税印紙、自動車検査登録印紙、登記印紙、健康保険印紙
- 金・銀・白金の地金（クルーガーランド金貨およびこれに類似の財産用法定金貨を含みます。)、ダイヤモンド原石
- 次のいずれかに該当するもの
 - 金券、商品券、ギフト券、商品引換券、図書券、購買券、景品券、食券
 - クーポン券、乗車券（定期券、航空券を含みます。)、高速道路回数券、入場券（前売券を含みます。)
 - プリペイドカード（テレホンカード、オレンジカードその他の乗車用、ハイウェイカード、図書カード、百貨店・スーパーマーケット用、ガソリンスタンド用)
 - 記名・捺印済み預金の払戻請求書、預金通帳、預金証書（譲渡性定期預金証書を含みます。)、金通帳・金証書・金信託証書・その他の金預り証書または証券（ただし、いずれも印鑑とともに輸送する場合に限ります。)
 - 郵便為替、利札、宝くじ（抽せん日前に限ります。)、ゴルフ会員券

⑥ ①から⑤までに掲げられたもの以外で貨紙幣類として保険証券に記載されたもの

第2条（有価証券の定義）

有価証券とは、次のいずれかに該当するものをいいます。

- 国債証券
- 株券（新株券を除き予備株券を含みます。)
- 公・社債券、抵当証券、船荷証券、倉庫証券、荷渡指図書、投資信託または貸付信託の受益証券、出資証券、新株引受権証券
- 手形、C.P.（コマージャル・ペーパー）
- 株式申込証拠金領収証、株式払込金領収証、株式配当金領収証、郵便振替支払通知書、公債登録済書、国債・株券・公債・社債・投資信託または貸付信託の受益証券・C.P.（コマージャル・ペーパー）、譲渡性定期預金証書の領収証
- 預金通帳、預金証書（譲渡性定期預金証書を含みます。)、金通帳・金証書・金信託証書・その他の金預り証書または証券（ただし、いずれも印鑑とともに輸送する場合は除きます。)

⑦ ①から⑥までに掲げられたもの以外で有価証券として保険証券に記載されたもの

第3条（新株券の定義）

新株券とは、いずれも株券として流通可能な外観を具備した後、発行会社またはその代行人社から株主に引渡されるまでの間の次のいずれかに該当する株券をいいます。

- 株式会社の設立に伴い発行される株券
- 株式会社の増資に伴い発行される株券
- 株式会社の合併に伴い発行される株券
- 株式会社の減資に伴い発行される株券
- 株式会社の商号変更に伴い発行される株券
- 株式額面の引上げ、引下げに伴い発行される株券
- 株式の分割に伴い発行される株券

貨紙幣類特別約款

第1章 一般条項

第1条（保険契約の対象）

(1) この保険契約の対象となる貨紙幣類は、「貨紙幣類・有価証券・新株券の定義条項」に規定された貨紙幣類のうち、保険証券の貨物（保険の対象）欄に記載されたものとします。

(2) (1)に定める保険の対象には、被保険者が交通費・旅費等の経費として使用する目的で、役員・使用人に引き渡した以降の現金・乗車券・定期券等は含まれません。

第2条（定義）

この保険契約においては次の定義規定を適用します。

- 「輸送中」とは、発送地における店舗・事務所等において輸送の目的をもって貨紙幣類の移動が開始された時から通常かつ合理的な輸送過程を経て、仕向地における店舗・事務所等にて貨紙幣類が引き渡された時までをいいます。ただし、輸送方法は、携行、護送、書留郵便（簡易書留、配達証明書書留を含み、特定記録郵便は含みません。)
- 「取引相手」とは、保険契約者または被保険者が、この保険が付けられた貨紙幣類に関連のある取引を意図してその取引の交渉を開始した相手方をいいます。なお、
 - 相手方または、その者の代理人または使用人を含み、
 - 相手方またはその者の代理人が法人であるときは、その法人の理事、取締役その他の業務執行機関を構成する個人を含み、
 - ウ。アおよびイ。の者の行為は業務上か否かを問わず、
 - エ。保険契約者または被保険者が取引を意図した相手方を装った者は、相手方には含まれません。
- 「携行」とは、全輸送過程を通じて、保険の対象が常に携行人（被保険者の役員および使用人に限ります。ただし、当社が合意した別段の取り決めがある場合を除きます。)

合、被保険者は直ちに保険金を当社に返還しなければなりません。

(2) 保険金を支払った後でも、損害が第4条（保険金を支払わない場合）に該当することが明らかになった場合、被保険者は直ちに保険金の全額を当社に返還しなければなりません。

(3) 被保険者に直接損害が発生した場合で、既に支払った保険金が、本保険にお支払いすべき保険金の額を超過するときは、被保険者は直ちにその超過する額（第3条（保険金を支払う場合）(3)の費用の損害を除きます。）を当社に返還しなければなりません。

第2章 株券条項

第11条（事故発生時の手続き－株券）

保険契約者または被保険者は、保険金を支払うべき事故が発生したことを知ったときは、遅滞なく法律上の喪失株券の失効手続きに従い、株券喪失登録の申請を行わなくてはなりません。

第12条（保険金の追加支払）

事故が生じた株券（以下「事故株券」といいます。）について、法律上の喪失株券の失効手続きの期間中に事故株券について正当な権利を有する者が現れる等の事由により、被保険者が権利を喪うこととなった場合にはその銘柄の本社の所在地に最も近い証券取引所の公示する最終価格を各銘柄の券面表示株数に乘じて得られた金額を保険金として追加払いします。

第13条（株券の再発行および届属）

(1) 遺失の喪失株券の失効手続きにより事故株券が無効となった場合、保険契約者または被保険者はその株券の再発行を請求しなければなりません。

(2) (1)の規定により再発行された株券のうち「即時払」の対象となった株式数と同数の株券は、当社に届属します。

第14条（保険価額を協定しなかった場合の取扱い）

第5条（保険価額と保険金額）(2)の規定にかかわらず、保険価額を協定しなかった場合は、各銘柄ごとの保険価額は次のとおりとします。

① 上場株券

銘柄ごとに発送日の前日（この日に取引がなかった時は、それ以前における最も近い日の取引が行われた日。以下同様とします。）における東京証券取引所（銘柄が東京証券取引所に上場している場合はその銘柄の本社の所在地に最も近い証券取引所）の公示する最終価格を各銘柄の券面表示株数に乘じて得られた金額

② 店頭買取のある株券（日本証券業協会における店頭売買登録銘柄および店頭買取登録銘柄）

銘柄ごとに時事の報道を目的とする日刊新聞に掲載される発送日の前日における取引価格（その取引価格が価値と安値の双方について公表されている場合には、その平均額）をその銘柄の額面表示株数に乘じて得られた金額

③ ①および②に該当しない株券

銘柄ごとに、次のア、からウ、までの区分に応じ、次による価額をその銘柄の額面表示株数に乘じて得られた金額

ア、売買事例のあるもの

発送日の前日前6か月間において売買の行われたもののうち適正と認められる価額

イ、売買事例のないもので、その株式を発行する法人と事業の種類・規模、収益の状況等が類似する他の法人の株式の価額があるもの

その価額と比較して推定した金額

ウ、ア、およびイ、に該当しないもの

発送日の前日におけるその株式の発行法人の事業年度終了の時に1株当りの純資産価額等を参照して通常取引されると認められる価額

④ 新株引受権証書および予備株券は①から③までの基準に準じます。

第3章 手形条項

第15条（事故発生時の義務）

保険契約者または被保険者は、保険金を支払うべき事故が発生したことを知ったときは、遅滞なくその旨を当社に通知するとともに、振出人（約束手形の場合。以下同様とします。）または引受人（為替手形の場合。以下同様とします。）を通して支払銀行へ届出なければなりません。

第16条（受取人が被保険者である場合）

(1) 受取人が被保険者の場合において、「即時払」の時期が、事故が生じた手形（以下「事故手形」といいます。）の満期前であるときは、「即時払」日ににおける「事故手形の割引額」を支払います。

(2) 受取人が被保険者である場合には、当社は、事故手形につき、所持人による早示または権利の届出があったとき、事故手形の満期後に保険金を支払います。この場合、その支払額は事故手形の券面額とします。ただし、(1)の「即時払」の対象となった事故手形については、次の算式によって算出した額を保険金として支払います。

$$\text{事故手形の券面額} - \left[\text{「即時払」の額} \times \frac{\text{事故手形の券面額}}{\text{「即時払」日の「事故手形の割引額」}} \right]$$

第17条（振出人または引受人が被保険者である場合）

(1) 振出人または引受人が被保険者である場合には、第7条（保険金の支払）の「即時払」を行います。

(2) 振出人または引受人が被保険者である場合には、当社は、事故手形につき、善意の所持人が現れたとき、事故手形の満期後に保険金を支払います。または、被保険者の依頼により支払銀行が異議申立提供金を手形交換所に提供済みの場合には、その手続き終了後、異議申立提供金に相当する金額を保険金として支払います。

第18条（保険金を支払わない場合－事故手形）

当社は、次のいずれかに該当する事実が生じた場合には、事故手形にかかわる損害（第3条（保険金を支払う場合）(3)の費用の損害を除きます。）に対しては、保険金を支払いません。

- ① 事故手形が支払見込期間内に支払いのために適法に提示された場合において、振出人または引受人が支払を拒絶したこと。ただし、支払拒絶の理由が保険金を支払うべき事故であるまたは、紛失もしくは不着に該当する場合は、支払拒絶の理由の欠陥・形勢の不備および裏書の不備（保険金を支払うべき事故以後に生じたことを被保険者が立証したものに限りません。）である場合を除きます。
- ② 事故手形の支払拒絶のため振出人または引受人が不渡報告に掲載されたことまたは銀行取引を停止されたこと（①のただし書きに該当する場合であることと否とを問いません。）。
- ③ 事故手形の満期前において、振出人または引受人につき破産の申立もしくは宣告、再生手続き開始の申立、整理開始の申立もしくは命命、特別清算開始の申立もしくは命命、更生手続き開始の申立または銀行取引停止処分がなされるかまたは強制執行が効を奏しなかったこと。
- ④ 事故手形の満期前に振出人または引受人が支払いを停止したこと。

第19条（保険金の返還－手形）

(1) 被保険者は、次のいずれかに該当する場合には、第16条（受取人が被保険者である場合）および第17条（振出人または引受人が被保険者である場合）の保険金を直ちに当社に返還しなければなりません。

- ① 第18条（保険金を支払わない場合－事故手形）①から④までのいずれかに該当する事実が生じたとき。
- ② 被保険者が満期前に事故手形を取りもどしたとき。
- ③ 被保険者が満期日以後に事故手形にかかわる額面金額相当額の小切手・手形等の再交付を受けたときあるいは現金で支払いを受けたとき。
- ④ 異議申立提供金が返還されたとき。

(2) (1)の規定により当社に返還すべき金額は次のとおりとします。

① 第7条（保険金の支払）(1)の規定により「即時払」された保険金を事故手形の満期後に返還するとき、次のア、の算式によって算出した額とします。ただし、事故手形の満期前に返還するときは、次のイ、の算式によって算出した額とします。

$$\text{ア. 「即時払」の額} \times \frac{\text{事故手形の券面額}}{\text{「即時払」日の「事故手形の割引額」}}$$

$$\text{イ. 「即時払」の額} + \left[\text{「即時払」の額} \times \frac{\text{事故手形の券面額}}{\text{「即時払」日の「事故手形の割引額」}} - \text{「即時払」の額} \right] \times \frac{\text{「即時払」日の翌日から返還日までの日数}}{\text{「即時払」日から事故手形の満期日までの日数}}$$

② 「即時払」保険金以外の保険金については、実際に支払われた保険金の額とします。

新株券特別約款

第1条（保険契約の対象）

この保険契約の対象となる新株券は、「貸紙種類・有価証券・新株券の定義条項」に規定された新株券のうち、保険証券の貨物（保険の対象）欄に記載されたものとします。

第2条（定義）

この保険契約においては次の定義規定を適用します。

- ① 「輸送中」とは、発送地における店舗・事務所等において輸送の目的をもって新株券の移動が開始された時から通常かつ合理的な輸送過程を経て、仕向地における店舗・事務所等にて新株券が引き渡された時までをいいます。ただし、輸送方法は、携行、護送、書留郵便（簡易書留、配達証明書留を含み、特定記録郵便は含まれません。）または貴重品であることを告げて輸送を委託する自動車便・鉄道便・航空便等に限りません。なお、書留郵便の支払においては、新株券が仕向地以外の地にある受人に転送されるかまたは差出人に還付されるときには、新株券が転送先の受人に配達もしくは交付される時または差出人に還付される時までを含みます。
- ② 「作業期間」とは、「輸送中」に連続して「保管場所」に保険の対象がある間（袋詰、両替、名義書換等の作業期間がある場合はこれを含みます。）をいいます。ただし「輸送中」を除きます。なお、「保管中」の新株券にかかわる担保期間はその新株券が保管場所に搬入された日の翌日の午前0時から起算して、保険証券記載の日数をもって限度とします。
- ③ 「保管場所」とは、保険証券に特定された店舗・事務所等の「保管建物」およびその「保管建物」のある「保管構内」をいいます。
- ④ 「保管構内」とは、開きの有無を問わず、保険証券に特定された「保管建物」およびこれに連続した土地で、同一人（複数の共有者を含みます。）によって占有されている敷地をいいます。この場合、公道、河川等が存在していても「保管構内」は中断しないものとみなします。
- ⑤ 「取引相手」とは、保険契約者または被保険者が、この保険が付けられた新株券に関連のある取引を意図してその取引の交渉を開始した相手方をいいます。なお、
 - ア、相手方には、その者の代理人および使用人を含み、
 - イ、相手方またはその者の代理人が法人であるときは、その法人の理事、取締役その他の業務執行機関を構成する個人を含み、
 - ウ、ア、およびイ、の者の行為は業務上か否かを問わず、
 - エ、保険契約者または被保険者が取引を意図した相手方を装った者は、相手方には含まれません。
- ⑥ 「即時払」とは、保険金を支払うべき事故が発生した際、その損害を軽減するために必要な喪失株券の失効手続きを行った後に被保険者の損害の額が確定する前に保険金額を限度として、普通保険約款第30条（保険金の請求）および第31条（保険金の支払）の規定に従い支払う保険金をいいます。
- ⑦ 「携行」とは、全輸送過程を通して、保険の対象が常に規定人（被保険者の役員および使用人に限ります。ただし、当社が合意した別段の取り決めがある場合を除きます。）の直接の管理下に置かれている状態をいいます。ただし、以下のいずれかに該当する場合であっても「携行」とみなします。
 - ア、保険の対象が業務遂行のための輸送途上において宿泊施設等における「金庫」またはセキュリティボックス（「金庫」にて保管する目的で、宿泊施設等が責任をもって管理するボックスをいいます。）にある間
 - イ、保険の対象が業務遂行のための輸送途上において携行人の使用する施設された自動車（二輪車は除きます。）内にあり、携行人がごく一時的にその自動車から離れている間（ただし、携行人の目の届く程度の範囲内に限ります。）
 - ⑧ 「護送」とは、警察等の公的機関や民間警備会社（ただし、当社が合意した別段の取り決めがある場合を除きます。）による警備付きの輸送をいいます。
 - ⑨ 「金庫」とは、耐火性、防犯性を備えた持ち運びの困難なものをいいます。（手提げ金庫、鍵付きキーネットは「金庫」に含まれません。）

第3条（保険金を支払う場合）

(1) 当社は、日本国内における「輸送中」の新株券につき、盗難・紛失・滅失その他すべての偶然な事故により被保険者が被った新株券の損害に対して、普通保険約款およびこの特約に従って保険金を支払います。

(2) 当社は、保険証券上「保管中」を担保している場合、「保管中」の新株券につき、盗難・滅失その他すべての偶然な事故により被保険者が被った新株券の損害に対して、普通保険約款およびこの特約に従って保険金を支払います。

(3) 当社は、次のいずれかに該当する費用の損害に対して保険金を支払います。

- ① 法律上の喪失株券の失効手続きがなされる場合はこれを要しない費用
- ② 保険契約者または被保険者により合理的に支出された損害防止費用、救助料および遺失物法に基づき、当社の同意を得て持得者に支払った報労金
- ③ 新株券が再発行された場合は、それに要した費用

(4) (3)の費用の損害については、普通保険約款第38条（保険金の支払額の限度）(1)の規定を適用しません。

第4条（保険金を支払わない場合）

当社は、次のいずれかの事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 普通保険約款第3条（保険金を支払わない場合－その1）、第4条（保険金を支払わない場合－その2）および第5条（保険金を支払わない場合－その3）に掲げる事由
- ② 債権の回収不能、不渡りもしくはその他の信用危険または市場価値の下落
- ③ 「取引相手」による詐欺
- ④ 偽造、変造、模造もしくは贋造
- ⑤ 身代金の支払い
- ⑥ 恐喝
- ⑦ 保険契約者または被保険者の使用するコンピュータシステム（ATM等金融機関のオンライン端末機を含みます。）の操作（通信回線を利用した間接的な操作を含みます。）
- ⑧ 帳簿・伝票の盗記、勘定間違い、支払の過誤または受取不足等の事務的・会計的間違い
- ⑨ 「保管中」に生じた、外部からの侵入形跡が明らかでない盗難、外部からの侵入形跡が明らかでない紛失、その他外部からの侵入形跡が明らかでない原因不明の数量の不足
- ⑩ 通常かつ合理的な輸送過程に該当しないと判断される間に生じた損害（遊興の場、接待の場等への立寄りを含みます。）

⑪ 第2条（定義）①に定められた輸送方法以外の方法で輸送されている間に生じた損害

第5条（保険価額と保険金額）

(1) 保険価額は、新株券の発送の地および時における価額を基準として、保険契約を締結した時に、当社と被保険者または被保険者との間で協定した額とします。

(2) あらかじめ保険価額を協定しなかったときは、保険価額は保険金額と同額とします。

第6条（事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い）

(1) 保険契約者または被保険者は、新株券に保険金を支払うべき事故が発生したことを知ったときは、普通保険約款第28条（事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い）に加え、次の①から④までに定める義務を履行しなければなりません。ただし、当社が指示した場合には、義務の一部を省略することができ、

- ① 事故の発生を最も迅速な方法で当社に通知すること。
- ② ①に定める手続きをとるとともに、遅滞なく警察署、郵便局等に届出て事故に関する証明書を取得すること。
- ③ ①および②に定める手続きを終了後、法律上の喪失株券の失効手続きをとること。

(2) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1)の義務に違反した場合の取扱いは、普通保険約款第28条（事故発生時の義務および義務違反の場合－取扱い）(1)に規定する義務違反の場合の取扱いに準じます。

第7条（保険金の支払）

(1) 当社は、被保険者の損害が確定した後には保険金を支払います。ただし、法律上の喪失株券の失効手続きを行った場合は、被保険者の請求により「即時払」を行います。

(2) 事故が生じた株券（以下「事故新株券」といいます。）について、法律上の喪失株券の失効手続きの期間中に事故新株券について正当な権利を有する者が現れる等の事由により、被保険者が権利を喪うこととなった場合において、支払うべき保険金の額が「即時払」で既に支払った額を超過するときは、当社はその超過する額を保険金として追加払いします。

(3) 法律上の喪失株券の失効手続きにより事故新株券が無効となった場合、保険契約者または被保険者はその新株券の再発行がなされるよう手続きをとらなくてはなりません。

(4) (3)の規定により再発行された株券のうち「即時払」の対象となった株式数と同数の株券は、当社に届属します。

第8条（「即時払」の限度額および支払限度額－その1）

(1) 当社が「即時払」して支払う額は、1回の保険金を支払うべき事故ごとに(2)の支払限度額または5億円のうち低い額をもって限度とします。

(2) 当社が保険金として支払う額は、(1)および第7条（保険金の支払）の「即時払」の額を含めて1回の保険金を支払うべき事故ごとに保険証券記載の支払限度額をもって限度とします。

(3) 第3条（保険金を支払う場合）(3)の費用の損害については、(1)および(2)の規定を適用しません。

第9条（「即時払」の限度額および支払限度額－その2）

(1) 当社が「郵送中」に（郵送を除きます。）において新株券が自動車・鉄道車両・航空機に積載されている間は、各自動車・列車（各列車の全車両を含みます。）・航空機に積載された新株券ごとに第8条（「即時払」の限度額および支払限度額－その1）(1)の規定を適用します。

(2) 郵送中においては、同一日に同じ地（都（23区に限ります。）・市・町・村をいいます。）にある郵便局に郵送を託された新株券ごとに第8条（「即時払」の限度額および支払限度額－その1）(1)の規定を適用し、

(3) この保険契約においては、普通保険約款第32条（全損）(3)の規定を適用しません。

第10条（保険金の返還）

- (1)被保険者に損害（第3条（保険金を支払う場合）(3)の費用の損害を除きます。）が発生しなかった場合、被保険者は直ちに保険金を当社に返還しなければなりません。
- (2)保険金を支払った後でも、その損害が第4条（保険金を支払わない場合）に該当することが明らかになった場合、被保険者は直ちに保険金の全額を当社に返還しなければなりません。
- (3)被保険者に直接損害が発生した場合でも、既に支払った保険金、本保険において支払うべき保険金の額を超過するときは、被保険者は直ちにその超過する額（第3条（保険金を支払う場合）(3)の費用の損害を除きます。）を当社に返還しなければなりません。

輸出FOB保険（第2方式）特別約款

第1条（保険責任の始期および終期）

当社の保険責任の始期と終期は、普通保険約款第7条（保険責任の始期および終期）(1)および(2)の規定にかかわらず、次のとおりとします。

- ① 貨物が輸出の目的をもって、保険証券記載の発送地（以下「発送地」といいます。）における保管場所から搬出された時またはその保管場所において貨物が輸送用具へ直ちに積込む目的で最初に動かされた時のいずれか早い時に始まり、輸送・保管・梱包作業を経て、輸出本船に積込まれた時に終わります。ただし、被保険者が所有権および危険負担を有する期間に限りません。なお、発送地が「輸出港」にある場合には、発送地における保管場所より搬出された日の翌日の午前0時から起算し、発送地が「輸出港」以外にある場合には、貨物が「輸出港」における最初の保管場所に搬入された日の翌日の午前0時から起算して、それぞれ120日をもって限度とします。
- ② ①の規定にかかわらず、当社の保険責任の始期を「輸出港」の保管場所に搬入された時とする旨保険証券上に特に記載されている場合には、その貨物がその保管場所に搬入された時から始まり、輸送・保管・梱包作業を経て、輸出本船に積込まれた時に終わります。ただし、被保険者が所有権および危険負担を有する期間に限りません。なお、その保管場所に搬入された日の翌日の午前0時から起算して120日をもって限度とします。

第2条（輸出港）

第1条（保険責任の始期および終期）における「輸出港」とは、貨物が輸出本船に積込まれる「港」をいいます。また、「港」とは、港則法第2条に基づき制定された港則法施行令第1条の別表第1で規定された港およびその港が接するすべての行政区域（都（23区）に限りません。）市町村）の全域をいいます。

貨物賠償責任担保特別約款

第1条（保険金を支払う場合）

- (1)当社は、貨物の損害について、被保険者が貨物の所有者に対し法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金を支払います。
- (2)(1)の「貨物の損害」とは、この保険契約の被保険者が貨物の所有者とみなした場合において、保険金が支払われるべき損害およびその額をいいます。

第2条（保険金を支払う費用の損害）

- (1)当社は、第1条（保険金を支払う場合）の損害のほかに、次の費用に対してのみ保険金を支払います。
- ① 普通保険約款第28条（事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い）(1)①および③の義務を履行するために被保険者が支出した費用
- ② 訴訟、仲裁、調停または和解のために、被保険者があらかじめ当社の書面による同意を得て支出した費用
- ③ 第6条（当社による解決）(1)の協力のために被保険者が支出した費用
- (2)(1)にかかわる費用については、その費用とその他の保険金とを合算した額が保険金額（または貨物の保険価額を基に設定された支払限度額）を超えた場合でも、当社は、これを支払います。

第3条（重過失）

この保険契約においては、普通保険約款第3条（保険金を支払わない場合—その1）①の「または重大な過失」を削除します。

第4条（保険金を支払わない場合）

当社は、被保険者と貨物の所有者との間に損害賠償責任を加重する特約がある場合には、その特約によって加重された賠償責任を負担することによって被保険者が被った損害に対しては、保険金を支払いません。

第5条（事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い）

- (1)被保険者は、普通保険約款第28条（事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い）で規定する義務に加え、次の①および②の義務を履行しなければなりません。
- ① 損害賠償の全部または一部を承認しようとするときは、あらかじめ当社の承認を得ること。
- ② 損害賠償責任に関し訴訟を提起しまたは提起されたときは、直ちに当社に通知すること。
- (2)被保険者が正当な理由がないのに(1)①の義務に違反したときは、当社は、損害賠償責任がないと認められる額を差し引いて保険金を支払います。(1)②の義務に違反した場合は、普通保険約款第28条（事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い）(1)に規定する義務違反の場合の取扱いに準じます。

第6条（当社による解決）

- (1)当社は、必要と認められた場合は、被保険者に代わって自己の費用で貨物の所有者による損害賠償請求の解決にあたることのできるものとします。この場合において、被保険者は、当社の求めに応じ、その遂行について当社に協力しなければなりません。
- (2)被保険者が、正当な理由がなく、(1)の協力の応じない場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第7条（先取特権）

- (1)第1条（保険金を支払う場合）に規定する事故にかかわる損害賠償請求権者は、損害賠償金にかかわる被保険者の保険金請求権^(a)について先取特権を有します。
- (2)当社は、次のいずれかに該当する場合に、損害賠償金について保険金の支払を行うものとします。
- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当社から被保険者に支払う場合。
- ただし、被保険者が賠償した金額を限度とします。
- ② 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
- ③ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が(1)の先取特権を行使したことにより、当社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
- ④ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当社が被保険者に損害賠償金にかかわる保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当社から被保険者に支払う場合。ただし、損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。
- (3)保険金請求権^(b)は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権^(b)を質権の目的とし、または(2)③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、(2)①または④の規定により被保険者が当社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。

(注) 保険金請求権

- 第2条（保険金を支払う費用の損害）(1)①から③までの費用に対する保険金請求権を除きます。
- 第8条（損害賠償請求権者の権利と被保険者の権利の調整）
- この保険契約において支払限度額を設定した場合において、その支払限度額が第7条（先取特権）(2)②または③の規定により損害賠償請求権者に対して支払われる損害賠償金にかかわる保険金と被保険者が当社に対して請求することができる費用にかかわる保険金の合計額に不足するときは、当社は、被保険者に対する保険金の支払に先立って損害賠償請求権者に対する保険金の支払を行うものとします。

貨物賠償責任担保特別約款（契約上の賠償担保）

第1条（保険金を支払う場合）

- (1)当社は、貨物の損害について、被保険者が貨物の所有者に対し法律上または契約上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金を支払います。
- (2)(1)の「貨物の損害」とは、この保険契約の被保険者が貨物の所有者とみなした場合において、保険金が支払われるべき損害およびその額をいいます。

第2条（保険金を支払う費用の損害）

- (1)当社は、第1条（保険金を支払う場合）の損害のほかに、次の費用に対してのみ保険金を支払います。
- ① 普通保険約款第28条（事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い）(1)①および③の義務を履行するために被保険者が支出した費用
- ② 訴訟、仲裁、調停または和解のために、被保険者があらかじめ当社の書面による同意を得て支出した費用
- ③ 第5条（当社による解決）(1)の協力のために被保険者が支出した費用
- (2)(1)にかかわる費用については、その費用とその他の保険金とを合算した額が保険金額（または貨物の保険価額を基に設定された支払限度額）を超えた場合でも、当社は、これを支払います。

第3条（重過失）

この保険契約においては、普通保険約款第3条（保険金を支払わない場合—その1）①の「または重大な過失」を削除します。

第4条（事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い）

- (1)被保険者は、普通保険約款第28条（事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い）で規定する義務に加え、次の①および②の義務を履行しなければなりません。
- ① 損害賠償の全部または一部を承認しようとするときは、あらかじめ当社の承認を得ること。
- ② 損害賠償責任に関し訴訟を提起しまたは提起されたときは、直ちに当社に通知すること。
- (2)被保険者が正当な理由がないのに(1)①の義務に違反したときは、当社は、損害賠償責任がないと認められる額を差し引いて保険金を支払います。(1)②の義務に違反した場合は、普通保険約款第28条（事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い）(1)に規定する義務違反の場合の取扱いに準じます。

第5条（当社による解決）

- (1)当社は、必要と認められた場合は、被保険者に代わって自己の費用で貨物の所有者による損害賠償請求の解決にあたることのできるものとします。この場合において、被保険者は、当社の求めに応じ、その遂行について当社に協力しなければなりません。
- (2)被保険者が、正当な理由がなく、(1)の協力の応じない場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第6条（先取特権）

- (1)第1条（保険金を支払う場合）に規定する事故にかかわる損害賠償請求権者は、損害賠償金にかかわる被保険者の保険金請求権^(a)について先取特権を有します。
- (2)当社は、次のいずれかに該当する場合に、損害賠償金について保険金の支払を行うものとします。
- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当社から被保険者に支払う場合。
- ただし、被保険者が賠償した金額を限度とします。
- ② 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
- ③ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が(1)の先取特権を行使したことにより、当社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
- ④ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当社が被保険者に損害賠償金にかかわる保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当社から被保険者に支払う場合。ただし、損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。
- (3)保険金請求権^(b)は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権^(b)を質権の目的とし、または(2)③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、(2)①または④の規定により被保険者が当社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。

(注) 保険金請求権

- 第2条（保険金を支払う費用の損害）(1)①から③までの費用に対する保険金請求権を除きます。
- 第7条（損害賠償請求権者の権利と被保険者の権利の調整）
- この保険契約において支払限度額を設定した場合において、その支払限度額が第6条（先取特権）(2)②または③の規定により損害賠償請求権者に対して支払われる損害賠償金にかかわる保険金と被保険者が当社に対して請求することができる費用にかかわる保険金の合計額に不足するときは、当社は、被保険者に対する保険金の支払に先立って損害賠償請求権者に対する保険金の支払を行うものとします。

損害賠償請求権放棄特別約款（第1種）

- (1)当社は、貨物の輸送・運送取扱・保管（梱包を含みます。）・据付・解体等にかかわる受託者またはその代理人もしくは使用人の過失によって生じた事故による損害については、普通保険約款第35条（代位）(1)に規定する損害賠償請求権を放棄します。
- (2)(1)の損害については、普通保険約款第28条（事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い）(1)③の規定を適用しません。

損害賠償請求権放棄特別約款（第2種）

- (1)当社は、普通保険約款第7条（保険責任の始期および終期）で規定した当社の保険責任期間に貨物の輸送・運送取扱にかかわる受託者またはその代理人もしくは使用人の過失によって生じた事故による損害については、普通保険約款第35条（代位）(1)に規定する損害賠償請求権を放棄します。
- (2)当社は、普通保険約款第7条（保険責任の始期および終期）で規定している当社の保険責任期間に含まれない保管（梱包を含みます。）・据付・解体等の期間に生じた損害については普通保険約款第35条（代位）(1)に規定する損害賠償請求権を放棄しません。
- (3)(1)の損害については、普通保険約款第28条（事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い）(1)③の規定を適用しません。

損害賠償請求権放棄承認条項（第1種）

当社は、被保険者が貨物の輸送・運送取扱・保管（梱包を含みます。）・加工・展示等に係る受託者またはその代理人もしくは使用人の過失によって生じた事故による損害につき、その損害賠償請求権を放棄する旨当該委託契約書において特約しているとの保険契約者または被保険者の申出を承認しました。

損害賠償請求権放棄承認条項（第2種）

当社は、被保険者が貨物の加工業者またはその代理人もしくは使用人の過失によって生じた事故による損害につき、その損害賠償請求権を放棄する旨当該委託加工契約書において特約しているとの保険契約者または被保険者の申出を承認しました。

輸送用具・輸送方法にかかわる定義条項

運送保険普通保険約款、貨物海上保険普通保険約款およびこれに付帯する特約に規定する輸送用具・輸送方法とは、鉄道便、自動車便（フェリー積載中を含みます。）、航空便、郵便のほか、以下に定義する輸送用具・輸送方法をいいます。

第1条（携行の定義）

- 携行とは、次のものをいいます。
- 「携行」とは、全輸送過程を通じて、保険の対象が常に携行人（被保険者の役員および使用人に限りません。ただし、当社が合意した別段の取り決めがある場合を除きます。）の直接の管理下に置かれている状態をいいます。ただし、以下のいずれかに該当する場合については「携行」とみなします。
- ① 保険の対象が業務遂行のための輸送途中において宿泊施設等における「金庫」またはセキュリティボックス（「金庫」にて保管する目的で、宿泊施設等が責任をもって管理するボックスをいいます。）にある間
- ② 保険の対象が業務遂行のための輸送途中において携行人の使用する施錠された自動車（二輪車は除きます。）内にあり、携行人がごく一時的にその自動車から離れている間（ただし、携行人の目の届く程度の範囲内に限りません。）

第2条（護送の定義）

護送とは、次のものをいいます。

「護送」とは、警察等の公的機関や民間警備会社（ただし、当社が合意した別段の取り決めがある場合を除きます。）による警備付きの輸送をいいます。

第3条（貴重品扱いの定義）

貴重品扱いとは、次のものをいいます。

「貴重品扱い」とは、貴重品であることを告げて輸送を委託する自動車便・鉄道便・航空便等をいいます。

第4条（鋼鉄自航船の定義）

鋼鉄自航船とは、次のものをいいます。

「鋼鉄自航船」とは、自航能力を有する鋼鉄製の船舶をいいます。

第5条（非自航船の定義）

非自航船とは、次のものをいいます。

「非自航船」とは、自航能力を有さない軽・デッキージ等の船舶をいいます。

共同保険特別約款

第1条（独立責任）

この保険契約は、保険証券記載の保険会社による共同保険であって、各保険会社は、それぞれ保険証券記載の保険引当割合に応じて、単独別個に権利を有し、義務を負うものとし、連帯しません。

第2条（幹事保険会社の行為）

この保険証券を発行する会社は、この共同保険契約の幹事会社として、保険料の領取、保険金の支払いそ

他の事項に関し共同保険会社を代表します。

第3条 (保険契約者等の行為)

この保険契約に関し、保険契約者または被保険者が幹事会社に対し書面その他により行なった通知は、共同保険会社に対してなされたものとみなします。

日付認識エラーによる保管・加工中危険不担保特別約款

第1条 当社は直接であると同接であることを問わず、次のいずれかの事由に起因する保険の対象への保管中および加工中に関わる損害、費用、賠償責任に対しては保険金を支払いません。ただし、これらの事由に起因して火災または破綻・爆発、または航空機墜落により保険の対象に損害が生じた場合を除きます。

- (1)コンピュータ機器またはソフトウェア（いずれも所有者の如何を問いません。以下同様とします。）による日付（西暦2000年およびその他の日付を含みます。）の認識、識別、配列、計算、または処理に係わるエラー。
- (2)(1)に定める事由に関して、保険契約者または被保険者以外の者がコンピュータ機器またはソフトウェアに対して行う変更または修正。（不作為を含みます。）
- 第2条 第1条に定める「コンピュータ機器」とは、コンピュータ、コンピューターシステム、コンピュータハードウェア、マイクロプロセッサ（チップ）、ICまたはこれらに類似の装置をいい、その他の機器もしくは製品に部品として内蔵されている同種の物を含みます。

日付認識エラー危険不担保特別約款

第1条 当社は直接であると同接であることを問わず、次のいずれかの事由に起因する保険の対象への損害、費用、賠償責任に対しては保険金を支払いません。

- (1)コンピュータ機器またはソフトウェア（いずれも所有者の如何を問いません。以下同様とします。）による日付（西暦2000年およびその他の日付を含みます。）の認識、識別、配列、計算、または処理に係わるエラー。
- (2)(1)に定める事由に関して、保険契約者または被保険者以外の者がコンピュータ機器またはソフトウェアに対して行う変更または修正。（不作為を含みます。）
- 第2条 第1条に定める「コンピュータ機器」とは、コンピュータ、コンピューターシステム、コンピュータハードウェア、マイクロプロセッサ（チップ）、ICまたはこれらに類似の装置をいい、その他の機器もしくは製品に部品として内蔵されている同種の物を含みます。

日付認識に起因する損害（2000年問題）不担保特別約款

貨物海上保険普通保険約款、運送保険普通保険約款および保証証券記載の特約の規定にかかわらず、当社は、直接であると同接であることを問わず、次のいずれかの事由によって生じた、または次のいずれかの事由に関連して生じた損失、費用および法律上または契約上の損害賠償責任に対しては、保険金を支払いません。

- (1)西暦2000年およびそれ以外の年月日または時刻のデータもしくは情報の処理、変換または置換に関連してコンピュータ・ハードウェア、ソフトウェア、情報システム、システム作成上のプログラム等（以下「コンピュータ等」という。被保険者または第三者のいずれの所有であるかを問わない。）に生じた誤作動または機能喪失。いずれもその発生時期を問いません。
- (2)(1)に規定する年月日または時刻の変更の準備または対処のためにコンピュータ等に施した修正および試行。またはその修正に関連するその他のサービス。
- (3)(1)に規定する年月日または時刻の変更に関する被保険者または第三者による行為、不作為または決定に起因して発生した財物または機器の不利用または利用不能。

テロ行為等不担保特別約款

第1条 (保険金を支払わない場合)

運送保険普通保険約款、貨物海上保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）およびこれに付帯される特約の規定にかかわらず、直接であると同接であることを問わず、テロ行為（政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯する者がその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。）その他類似の行為によって、「輸送中」以外の状態にある間に生じた事故による損害については、いかなる場合も保険金を支払いません。

第2条 (定義)

第1条（保険金を支払わない場合）における「輸送中」とは、輸送開始のために、貨物が保証証券記載の発送地における保管場所から搬出された時またはその保管場所において貨物が輸送用具へ直ちに積込む目的で最初に動かされた時が早いか早い時から、通常の輸送過程を経て、貨物が保証証券記載の目的地における荷受人の指定した保管場所に搬入された時またはその保管場所において輸送用具からの荷卸しが完了した時のいずれか遅い時までをいいます。ただし、構内輸送のみを目的として輸送される構内輸送中の貨物を除きます。

第3条 (他の約款との関係)

この特約は、普通保険約款およびこれに付帯された一切の特約に優先して適用されるものとします。ただし、この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款およびこれに付帯される特約の規定を適用します。

生物化学兵器、電磁兵器等危険不担保特別約款

第1条 当社は、直接であると同接であることを問わず、化学兵器、生物兵器、生化学兵器または電磁兵器によって生じた損害については保険金を支払いません。

第2条 普通保険約款、およびこの保険契約に適用される他の特約の全部または一部がこの特約に抵触するときは、この特約が他の全ての約款に優先して適用されます。

保険法に関する特別約款

第1章（「事業活動に伴って生ずることのある損害をてん補する損害保険契約」以外の場合の取扱い）

第1条 (第1章の適用範囲)

この第1章は、保険法（平成20年法律第56号）第36条第4号に定める「事業活動に伴って生ずることのある損害をてん補する損害保険契約」でない場合に限り適用されます。

第2条 (告知義務)

- (1)運送保険普通保険約款・貨物海上保険普通保険約款第9条（告知義務）、小口貨物運送保険普通保険約款第7条（告知義務）およびこれらと同様の旨を規定する他のいかなる規定にかかわらず、保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、危険に関する重要な事項のうち、保険申込書の記載事項とすることによって当社が告知を求めたもの（以下「告知事項」といいます。）について、当社に事実を正確に告知しなければなりません。
- (2)当社は、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3)(2)の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。

- ① (2)に規定する事実がなかった場合
- ② 当社が保険契約締結の際、(2)に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合^(注)
- ③ 保険契約者または被保険者が、当社が保険金を支払うべき事故の発生前に、告知事項につき、書面をもって訂正を申し出て、当社がこれを承認した場合。なお、当社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当社に告げられていたとしても、当社が保険契約を締結していたと認めるとき限り、これを承認するものとします。
- ④ 当社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または保険契約締結時から5年を経過した場合

- (4)(2)の規定による解除が事故の発生した後になされた場合であっても、運送保険普通保険約款・貨物海上保険普通保険約款第22条（保険契約の解約・解除の効力）、小口貨物運送保険普通保険約款第18条（保険契約の解約・解除の効力）およびこれらと同様の旨を規定する他のいかなる規定にかかわらず、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- (5)(4)の規定は、(2)に規定する事実に基づかず発生した事故による損害については適用しません。

(注) 当社が保険契約締結の際、(2)に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合

当社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。

第3条 (通知義務)

- (1)運送保険普通保険約款・貨物海上保険普通保険約款第10条（通知義務）、小口貨物運送保険普通保険約款第8条（通知義務）およびこれらと同様の旨を規定する他のいかなる規定にかかわらず、保険契約締結の後、告知事項の内容に変更を生じさせる事実^(注1)が発生した場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当社に通知しなければなりません。ただし、その事実がなくなつた場合には、当社へ通知は必要ありません。
- なお、切迫した危険を避けるため、または人命救助もしくは輸送用具上にある者の緊急の医療のために必要となった場合は、この規定を適用しません。
- (2)(1)の事実の発生によって危険増加^(注2)が生じた場合において、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって遅滞なく(1)の規定による通知をしなかったときは、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3)(2)の規定は、当社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または危険増加^(注2)が生じた時から5年を経過した場合には適用しません。
- (4)(2)の規定による解除が事故の発生した後になされた場合であっても、運送保険普通保険約款・貨物海上保険普通保険約款第22条（保険契約の解約・解除の効力）、小口貨物運送保険普通保険約款第18条（保険契約の解約・解除の効力）およびこれらと同様の旨を規定する他のいかなる規定にかかわらず、解除に係る危険増加^(注2)が生じた時以後に発生した事故による損害に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- (5)(4)の規定は、(2)の危険増加^(注2)をもたらした事実に基づかず発生した事故による損害については適用しません。
- (6)(2)の規定にかかわらず、(1)の事実の発生によって危険増加^(注2)が生じ、この保険契約の引受範囲^(注3)を超えることとなった場合には、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (7)(6)の規定による解除が事故の発生した後になされた場合であっても、運送保険普通保険約款・貨物海上保険普通保険約款第22条（保険契約の解約・解除の効力）、小口貨物運送保険普通保険約款第18条（保険契約の解約・解除の効力）およびこれらと同様の旨を規定する他のいかなる規定にかかわらず、解除に係る危険増加^(注2)が生じた時以後に発生した事故による損害に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

(注1) 告知事項の内容に変更を生じさせる事実

告知事項のうち、保険契約締結の際に当社が交付する書面等においてこの条の適用がある事項として定められたものに関する事項に限ります。

(注2) 危険増加

告知事項についての危険が高くなり、この保険契約で定められている保険料がその危険を計算の基礎として算出される保険料に不足する状態になることをいいます。

(注3) 引受範囲

保険料を増額することにより保険契約を継続することができる範囲として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定められたものをいいます。

第4条 (当社による保険契約の解除の適用除外)

この特約が適用される場合については、運送保険普通保険約款・貨物海上保険普通保険約款第20条（当社による保険契約の解除）①、小口貨物運送保険普通保険約款第16条（当社による保険契約の解除）①およびこれらと同様の旨の規定は、適用しません。

第5条 (保険金の支払)

この特約が適用される場合については、運送保険普通保険約款・貨物海上保険普通保険約款第18条（保険金の支払）②⑤および(3)、小口貨物運送保険普通保険約款第26条（保険金の支払）(3)およびこれらと同様の旨の規定は、適用しません。

第6条 (保険金額の調整)

(1)この特約が適用される場合については、運送保険普通保険約款・貨物海上保険普通保険約款第18条（保険金額の調整）、小口貨物運送保険普通保険約款第14条（保険金額の調整）およびこれらと同様の旨を規定する他のいかなる規定にかかわらず、保険契約締結の際、保険金額が貨物の価額を超えていたことにつき、保険契約者および被保険者が善意でかつ重大な過失がなかった場合には、保険契約者は、当社に対する通知をもって、その超過部分について、この保険契約を取り消すことができます。

(2)保険契約締結後の、貨物の価額若しくは減少した場合には、保険契約者は、当社に対する通知をもって、将来に向かって、保険金額について、減少後の貨物の価額に至るまでの減額を請求することができます。

(3)(1)の場合については、保険契約締結時に遡って、既に払い込まれた保険料のうち取り消された部分に対応する保険料を返還します。

(4)(2)の場合については、当社は、既に払い込まれた保険料を返還しません。ただし、別の取り決めがある場合に限り、返還することがあります。

第7条 (普通保険約款の読み替え)

この特約が適用される場合については、運送保険普通保険約款・貨物海上保険普通保険約款、小口貨物運送保険普通保険約款を次の読み替えて適用します。

運送保険普通保険約款・貨物海上保険普通保険約款第23条（保険料の返還または請求-告知義務・通知義務等の場合）①および第26条（保険料の返還-解約または解除の場合）①、小口貨物運送保険普通保険約款第19条（保険料の返還-告知義務・通知義務等の場合）①および第22条（保険料の返還-解約または解除の場合）①の規定中「第9条（告知義務）」、「第7条（告知義務）」とあるのは「保険法に関する特別約款第1章第2条（告知義務）」

運送保険普通保険約款・貨物海上保険普通保険約款第23条（保険料の返還または請求-告知義務・通知義務等の場合）、同条②および第26条（保険料の返還-解約または解除の場合）①の規定中「第10条（通知義務）」、小口貨物運送保険普通保険約款第19条（保険料の返還または請求-告知義務・通知義務等の場合）、同条②、第22条（保険料の返還-解約または解除の場合）①の規定中「第8条（通知義務）」とあるのは「保険法に関する特別約款第1章第3条（通知義務）」

第8条 (準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款ならびにこの保険契約に適用される他の特約の規定を準用します。

第2章 (先取特権)

第1条 (第2章の適用範囲)

この第2章は、被保険者が賠償責任を負担することによって破る損害を補償の対象とする場合に限り適用されます。ただし、運送業者貨物賠償責任担保特別約款、貨物賠償責任担保特別約款、受託貨物賠償責任担保特別約款が付帯される契約については、この第2章は適用されません。

第2条 (先取特権についての規定)

保険金を支払う事故が発生した場合、その事故にかかわる損害賠償請求権者は、損害賠償金にかかわる被保険者の保険金請求権^(注)について先取特権を有します。

第3条 (保険金の支払)

当社は、次のいずれかに該当する場合に、損害賠償金について保険金の支払を行うものとします。

- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当社から被保険者に支払う場合。
- ただし、被保険者が賠償した金額を限度とします。
- ② 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
- ③ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が第2条（先取特権についての規定）の先取特権を行使したことにより、当社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
- ④ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当社が被保険者に損害賠償金にかかわる保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当社から被保険者に支払う場合。ただし、損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。

第4条 (保険金請求権の取扱い)

保険金請求権^(注)は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権^(注)を質権の目的とし、または第3条（保険金の支払）③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、第3条（保険金の支払）①または④の規定により被保険者が当社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。

(注) 保険金請求権

以下のア、ーウの費用に対する保険金請求権を除きます。

ア 運送保険普通保険約款・貨物海上保険普通保険約款第28条（事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い）⑦または⑧の義務を履行するために被保険者が支出した費用

イ 訴訟、仲裁、調停または和解のために、被保険者がおらかじめ当社の書面による同意を得て支出した費用

ウ その他、約款の規定に従い、当社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる際して被保険者が当社に協力するために要した費用

第5条 (損害賠償請求権者の権利と被保険者の権利の調整)

支払限度額が、第3条（保険金の支払）②または③の規定により損害賠償請求権者に対して支払われる損害賠償額にかかわる保険金と被保険者が当社に対して請求することができる費用にかかわる保険金の合計額に不足する場合は、当社は、被保険者に対する保険金の支払に先立って損害賠償請求権者に対する保険金の支払を行うものとします。

第6条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款ならびにこの保険契約に適用される他の特約の規定を準用します。

第3章（保険金の支払に関する特別規定）

第1条（第3章の適用範囲）

この第3章は、被保険者が他人の生命もしくは身体を害したことにより賠償責任を負担することによって被る損害を補償の対象とする場合に限り適用されます。ただし、第三者賠償責任担保特別約款（運送業者貨物賠償責任保険用）が付帯される契約については、この第3章は適用されません。

第2条（保険金の支払）

(1)この第3章が適用される場合において、当社は、運送保険普通保険約款・貨物海上保険普通保険約款第31条（保険金の支払）(1)に定める事項の確認に加えて、次の事項の確認を終え、保険金を支払います。

- ① 保険金を算出するための確認に必要な事項として、治療の経過および内容
- (2)(1)を確認するため、次表「事由」に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、運送保険普通保険約款・貨物海上保険普通保険約款第31条（保険金の支払）(1)の規定にかかわらず、当社は請求完了日からその日を含めて次表「期間」に掲げる日数を経過するまでに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に通知するものとします。

事由	期間
① 運送保険普通保険約款・貨物海上保険普通保険約款第31条（保険金の支払）(1)①～④までの事項および本条(1)①を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会	90日
② 本条(1)①の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会	120日

第3条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款ならびにこの保険契約に適用される他の特約の規定を準用します。

重大事由による解除にかかわる特別約款

第1条（保険契約の解除）

当社は、普通保険約款第21条（重大事由がある場合の当社による保険契約の解除）の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

- (1)保険契約者または被保険者が、当社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- (2)被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- (3)被保険者が、次のいずれかに該当すること。
 - ① 反社会的勢力^(注)に該当すると認められること。
 - ② 反社会的勢力^(注)に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
 - ③ 反社会的勢力^(注)を不当に利用していると認められること。
 - ④ 法人である場合において、反社会的勢力^(注)がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
 - ⑤ その他反社会的勢力^(注)と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
- (4)(1)から(3)までに掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、(1)から(3)までの事由がある場合と同程度に当社のこれらにの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。
(注) 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

第2条（被保険者に関する解除）

当社は、普通保険約款第21条（重大事由がある場合の当社による保険契約の解除）の規定にかかわらず、被保険者が第1条（保険契約の解除）(3)①から⑤までのいずれかに該当する場合には保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約^(注)を解除することができます。

(注) 被保険者が複数である場合は、その被保険者にかかわる部分とします。

第3条（免責）

- (1)第1条（保険契約の解除）または第2条（被保険者に関する解除）の規定による解除が保険事故による損害の発生した後になされた場合であっても、普通保険約款第22条（保険契約の解約・解除の効力）の規定にかかわらず、第1条または第2条での解除の原因となる事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した保険事故による損害に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- (2)第1条（保険契約の解除）の規定により保険契約者に対する解除がなされた場合においても、(1)の規定は次の損害については適用しません。
 - ① 第1条(3)①から⑤までのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害
 - ② 第1条(3)①から⑤までのいずれかに該当する被保険者が損害賠償責任を負担したことにより被る損害
- (3)(2)にかかわらず、普通保険約款およびこの保険契約に付帯されたその他の特約で規定された費用の損害に対する保険金のうち、第1条（保険契約の解除）(3)①から⑤までのいずれかに該当する保険契約者または被保険者が支出した費用に対しては、当社は保険金を支払いません。